

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

本山町民祭の開催について

今年も夏の風物詩、本山町民祭を開催します。昨年引き続き、会場は「吉野川ふれあい広場」です。

町民の皆様、どしどし奮ってご参加ください！

○町民祭前夜祭

【日時】8月11日（金）

午後6時開場・6時30分開演

【場所】プラチナセンター ふれあいホール

電話 76—2084

○町民祭

【日時】8月12日（土）

民踊大会 午後6時30分

花火大会 午後9時10分

【場所】吉野川ふれあい広場

【問い合わせ先】

総務課 電話 76—2223

本山町商工会 電話 76—2160

第965号

吉野川増水時には

沈下橋の通行に注意してください

大雨等による吉野川の増水時には、越水等の状況により沈下橋を通行止めになります。

また、急な増水が想定される場合は、通行止めにする場合があります。

（1）早明浦タムのゲート放流時

（2）集中豪雨等による吉野川支流の増水時

（3）その他、通行に危険が想定される場合

なお、上流での局地的なゲリラ豪雨等、予期せぬ増水により沈下橋を越水し危険な場合があります。

沈下橋通行止めの際にはご不便をおかけしますが、通行の安全確保にご理解と協力をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課建設班 電話76—3917

「法定相続情報証明制度」

～あなたの相続手続きを応援します～

全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用するにじがてきる「法定相続情報証明制度」がスタートしています。

この制度を利用するにじで、各種相続手続き（銀行の預金払戻・不動産の相続登記等）で戸籍謄本を何ヶ所分も取るごなくなります。

【問い合わせ先】

高知地方法務局香美支局

電話 08887—52—3049

「高知地方法務局ホームページ」

<http://hounmukyoku.kumojigokou/mojigo.jpko/oh/>

普通期栽培の水稻について

嶺北農業改良普及所（JA十佐ねいほく）から普通期栽培の水稻についてお知らせします。

「ヒノヒカリ」、「こまる」など普通期栽培の品種では、生育が平年より1週間程度早い傾向が見られますので、早めに準備してください。

出穂前から穂が傾き始めるまでの期間は、最も水を必要としますので、深水管理をお願いします。

また、今後、「高温や湿度が高くなる」と「ごもり病」や「カメムシ類」の発生が予測されますので、適期の防除をお願いします。

【問い合わせ先】

嶺北農業改良普及所 電話 82—0129

JA十佐ねいほく 電話 82—2804

食品衛生月間について

高知県では、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、細菌性食中毒が多発する夏場の8月1日から8月31日の1ヶ月間を「食品衛生月間」として実施。

【食中毒予防の3原則】

- 細菌をこけない
- 細菌を増やさない
- 細菌をやっつける

【家庭でできる食中毒予防】

- 新鮮なものを購入し、適した方法で保存しましょう。
- 肉や魚はジュール袋に入れ、他の食材に汁などがつかないようにつまじょう。
- 冷蔵庫や冷凍庫には、食材を詰め過ぎない。
- 料理をする時は、必ず、手洗いをしましょう。
- 調理道具を使った後は、すぐに洗剤と流水でよく洗いましょう。熱湯殺菌をするようだと、消毒効果があります。
- 食品は、充分に加熱しましょう。
- 冷凍し解凍を繰り返さない。

※食中毒予防は、むずかしい方法があります。夏場は、特に高温多湿な状況が続くと、食中毒が発生しやすい時期です。ぜひこの機会に、食中毒予防を

ていませしょう。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-1-0600



毎月第3木曜日は

行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをします。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的（開催される）行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

○日時 8月17日（木）午前10時～正午

○場所 役場一階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 菅我部 巧

自宅／本山町本山3-1-3番地00

電話 76-220001

毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に「民事・家事相談」を利用してください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

○相談日 8月18日（金）

午後1時～3時30分まで

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-222233

特設人権相談所開設について

人権擁護委員会による「特設人権相談所」を開設します。女性に関する人権問題や子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、その他いろいろな悩み事等「人権」に関する相談を受付けます。

○日時 8月14日（月）午前10時～午後3時

○場所 吉野公民館

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話76-21113